

共同募金
運動

「赤い羽根共同募金」
「地域歳末たすけあい募金」が始まります

今年も10月1日から共同募金運動が全国一斉に始まります。皆さまの温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

募金は、強制ではありません。皆さまの善意のご協力をお願い申し上げます。

募金の使いみち

赤い羽根共同募金!

集まった募金は、埼玉県共同募金会で取りまとめられます。

その後、集まった募金の50%が松伏町社協へ配分され、残りの50%は県内の社会福祉施設等に配分されます。

松伏町社協では、下記の事業に配分しています。

- ①まつぶし社協だよりの発行
- ②紙おむつ配布事業

地域歳末たすけあい募金!

集まった募金は、埼玉県共同募金会で取りまとめられます。その後、集まった募金の全額が松伏町社協に配分されます。

松伏町社協では、下記の事業に配分しています。

- ①歳末たすけあい援護金事業
- ②歳末大掃除事業
- ③ひとり親家庭図書カード配布事業
- ④新生児絵本配布事業
- ⑤ひとり暮らし高齢者歳末激励事業
- ⑥あったかギフト事業(生活困窮世帯の方)
- ⑦災害対策事業
- ⑧紙おむつ配布事業

歳末たすけあい事業の申請受け付けが始まります

申請期間：令和4年9月21日（水）～令和4年10月11日（火）
午前8時30分～午後5時00分（土日・祝祭日を除く）

申請方法：松伏町社会福祉協議会（ふれあいセンター2階）に直接お越しいただき、申請書にご記入ください。

お越しいただくことができない場合は、担当地区の民生委員さんへご相談いただくか、郵送による申請も受け付けておりますので、ご連絡ください。

連絡先：991-2700・2701



注意

※この事業を申請し利用するには、歳末たすけあい運動援護金検討委員会の審査がありますので、必ずしも利用できるとは限りません。

※P3の1. 歳末たすけあい援護金事業の審査を行い、援助が決定した方は、歳末たすけあい援護金事業が優先されるため、P3の2～4の事業を重複して利用することはできません。

